

【令和8年度 美園中学校】

生活のきまり（生徒手帳「生活のきまり」補足）

1 登校時

- ・**登校時間 8：25** 欠席連絡は基本 Forms で行う。生徒手帳で連絡してもよい。
- ・服装は、原則として制服。ただし、部活動がある場合は体育着、ジャージ、部活動の恰好で登校してもよい。
※雨天時のみ、体育着・ジャージで登校してもよい。
- ・**8：15～8：25**の間は職員室へ入室はできない。
- ・教室に入ったら、朝清掃がある時は速やかに体育着、ジャージに着替える。朝清掃がない時は制服のままでよい。

2 授業時

- ・服装は原則として制服とする。
- ・教科系の生徒は、担当の先生を呼びに行く。
- ・移動教室の時は、休み時間のうちに移動し、教室を施錠する。（教室の電気やエアコンの消し忘れに注意する）

3 休み時間・昼休み

- ・昼休みにクラスボールを使用して外で遊ぶことができる。（体育委員が責任をもってクラスで管理する）
- ・昼休みに体育館、武道場（白鷺館）は使用することはできない。
- ・他クラス、ベランダへ出入りすることはできない。（緊急避難時を除く）

4 給食がない日の昼食について

- ・原則として、家庭より弁当を持参する。ただし、朝の登校時に限り途中で買ってきてもよい。その際、必要以上にお金を持ってこない。

5 清掃時

- ・清掃時間 **通常日課の場合…8：40～8：50**
- ・ジャージまたは体育着で清掃する。
- ・清掃は班長を中心にとままってしっかり行い、終了時には担当の先生に報告し、挨拶をして終える。

6 放課後

- ・帰りの会が終了したら、すみやかに部活動に参加（または下校）し、いつまでも教室に残ることがないようにする。残る必要がある時は、必ず担任に申し出る。
- ・専門委員会等、会議に出席する時は制服または学校指定の体育着、ジャージとする。
- ・下校時の服装は、原則として制服とする。（名札は外す）ただし、部活動に参加した時はジャージ、部活動の恰好で下校してもよい。
※雨天時のみ体育着、ジャージ、部活動の恰好で下校してもよい。
- ・完全下校時間を厳守する。

7 服装について

通年

- ・制服に校章をつける（持っている生徒のみ）。名札は全学年通年着用する。
- ・通学靴は華美でない運動靴で紐靴とする。（体育で使用できるもの）
- ・儀式的行事は、正装とする。冬服時は学ラン、ブレザーを着用する。
- ・ジャージやワイシャツの下に、体育着、又はワンポイントのTシャツ（白・黒）を着用する。（部活動のTシャツやハイネック等は着用できない）
- ・靴下は、無地かワンポイントのものとする。（色は白・黒・紺・グレー）
- ・部活動の靴下や、くるぶしソックス等は、学校生活で履くことはできない。
- ・ワイシャツ、ブラウスを出したり、ズボンの裾をまくらない。
- ・制服を学校に置いて帰ることがないようにする。

夏季

- ・高温対策のため、制服を着用せずに体育着で生活してもよい。（体育着生活期間については、別途、手紙で周知を行う）
- ・図 B を着用している生徒は、ベスト着用で生活が基本であるが、高温対策のため、ベストを脱ぎブラウスの状態で生活をしてよい。

冬季

- ・制服（冬服：学ラン・ジャケット）で生活が基本であるが、暖房による高温など、やむを得ない場合は、セーター、ワイシャツ、ブラウスで生活してもよい。その際、必ず名札を着用する。
- ・防寒のためのタイツ、レギンスは着用してもよい。レギンスを着用する場合はレギンスと靴下で肌を覆い、タイツのような状態で肌の露出がないようにする。
- ・セーターは、スクールセーターが望ましい。（色は黒・紺・グレーの無地）
- ・カーディガンは学校生活では着用できない。
- ・ジャージやワイシャツの下に、長袖インナー（白・黒）を着用してもよい。ただし、ワイシャツやブラウスから見えないようにする。

冬季登下校時

- ・制服の上からPコート、ダッフルコート、ダウンコート着用してもよい。（色は黒・紺・グレーの無地）それ以外に部活動のウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋も着用してもよい。ただし、ロングコート、ベンチコートは着用できない。

8 頭髪

- ・中学校生活にふさわしい頭髪にする。
- ・髪が肩にかかる生徒については、結ぶ。（ゴム及びヘアピンは黒・紺・茶とする。色ゴムや装飾品は着用できない）

9 その他

- ・水筒を持ってきてもよい。中身はお茶かスポーツドリンク類とする。缶やビン、紙パック、ペットボトル類は持っていない。
- ・汗拭きシート、日焼け止めを持ってきてもよい。（無香料に限る。スプレータイプは持っていない）
- ・高価なものは持っていない。集金は朝のうちに提出する。
- ・学校生活に必要なもの（アメ等の菓子類・玩具・ゲーム・刃物類（はさみやカッター類）・携帯電話・腕時計等）は持っていない。